

人権施策推進計画の性格

- (1) 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

計画の期間

平成28（2016）年度から
令和7（2025）年度まで（10年間）

計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざす。

多様性を認め合う社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化などの様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていける社会の実現をめざす。

一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざす。

ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特徴いかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざす。

人権施策の推進

I 基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発

(1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

- ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
- ・一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
- ・様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
- ・自発的な学習のための環境づくり

(2) 人権教育

① 家庭教育

② 就学前教育・学校教育

- ・推進体制の充実
- ・人権学習の具体的展開
- ・より豊かな実践の展開

③社会教育

- ・学習環境づくり
- ・人権教育の具体化

(3) 人権啓発

① 県民に対する人権啓発

- ・多様な啓発媒体の効果的な活用
- ・共感を生む教材の作成
- ・自主的な学習の支援と県民参加の促進
- ・人権啓発の実施主体との連携

② 事業者に対する人権啓発

- ・人権が尊重される明るい職場づくりの推進
- ・公正な採用選考システムの確立
- ・関係機関等との連携

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

- ・総合的な相談窓口の設置・運営
- ・専門的な相談窓口の充実
- ・相談機関の連携
- ・相談窓口のPR
- ・相談員等の資質向上と体制強化

主な施策の実施状況

※「人権施策基本方針等関連施策実施状況」報告資料の抜粋・参照等により記載

○人権教育

①家庭教育

- ・子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、家庭が安心して過ごすことができる居心地の良い場所となることや、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援した。
- ・子育てに関する学習機会や情報の提供などを通じて、保護者だけでなく、広く地域全体で子育てに取り組む体制づくりを促進した。
- <事業の実施例>
- ・家庭教育活性化推進事業
- ・企業内家庭教育促進事業
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等

②就学前教育・学校教育

- ・「推進体制の充実」、「人権学習の具体的展開」、「より豊かな実践の展開」の各方針の下、あらゆる機会を通じて、幼児児童生徒の自尊感情を高めるとともに、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育み、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の育成を図った。
- <事業の実施例>
- ・人権教育指導力育成事業
- ・学びの礎ネットワーク推進事業
- ・人権教育実践課題研究 等

③社会教育

- ・県民一人ひとりが、人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に具現していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供などの学習環境づくりを促進した。子どもの周りにいる大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことができるよう、学習内容や方法の工夫を図った。
- <事業の実施例>
- ・人権教育指導研修事業
- ・市町人権教育推進協議会等事業費補助金 等

I 基本施策の推進（続き）

主な施策の実施状況

○人権啓発

①県民に対する人権啓発

- ・県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、広報誌や啓発冊子など、様々な媒体を活用した啓発活動を実施した。また、啓発にあたっては、県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」の活用など、親しみやすくわかりやすい内容で、身近なところから改めて人権について考えてもらえるような啓発に努めた。

<啓発活動の実施例>

- 広報誌「滋賀プラスワン」への啓発記事の掲載、人権啓発冊子の作成・配布、啓発ポスターの掲示、テレビスポット広告・ラジオ広告の放送、またインターネット広告の掲出等、様々な媒体・メディアを通じた啓発の実施
- 「じんけんフェスタ（～令和元年度）」や「じんけんミニフェスタ（令和2年度～）」、「人権ふれあい啓発」等、身近なところから人権について考え、行動することの大切さが感じられることを目的とした啓発イベントの実施
- プロスポーツチームとの連携によるスポーツ人権教室、県内大学に出向いての人権啓発講義等、企業・学校等との連携・協力による若年層を意識した啓発活動の実施 等



②事業者に対する人権啓発

- ・すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、事業者がその社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にする企業風土や、人権尊重の意識の高い職場づくりに積極的に取り組むよう、啓発に努めた。特に、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として、各種の啓発活動を集中的に実施した。

<事業の実施例>

・企業内人権啓発推進等事業

- 企業における公正な採用選考の実施、差別のない明るい職場づくりなどを推進するため、「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」の設置、研修会・企業内人権啓発セミナーの開催、企業内公正採用・人権啓発推進月間の実施、啓発資材（DVD）の貸出し等を実施

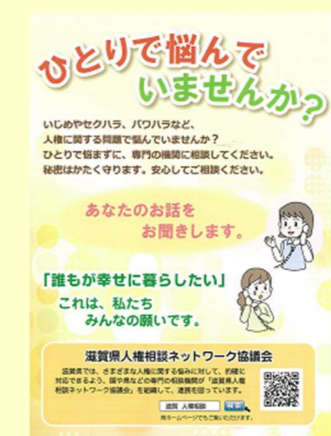
○人権侵害に対する救済・相談・支援体制の充実

- ・県内に設けられている国や県、市町、各種団体等の各相談窓口について、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、総合的な相談窓口の設置運営や専門的な相談窓口の充実、相談機関の連携強化等に取り組むことにより、相談・支援体制の充実を図った。

<各個別分野の相談窓口（事業）の例>

- 【女性】・男女共同参画センター「男女共同参画相談室」、SNSを活用した若年女性相談 ・女性の悩みごと電話相談
- 【子ども】・滋賀県子ども・若者総合相談窓口 ・子ども・子育て応援センター ・子ども虐待ホットライン ・子ども家庭相談室
- 【高齢者・障害者】・（社福）滋賀県社会福祉協議会「権利擁護センター」、「障害者110番」、「あんしん・なっとく委員会（滋賀県運営適正化委員会）」
- 【外国人】・（公財）滋賀県国際協会「しが外国人相談センター」
- 【患者】・医療安全相談室 ・HIV相談専用電話 ・新型コロナ人権相談ホットライン
- 【犯罪被害者等】・犯罪被害者総合窓口 ・性暴力被害総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO） ・消費生活センター

- ・国、県、市町、NPO等、県内の相談機関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、各人権課題の動向についての情報交換や相談員の資質向上のための研修等を行い、相互の連携強化を図った。また、同協議会において相談窓口リーフレットを作成し、相談窓口の周知に努めた。



I 基本施策の推進（続き）

現状と課題（案）

○人権教育

①家庭教育

- ・核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、家庭環境が多様化する中で、支援を必要とする子どもや家庭が増加している。また、経済的な状況や家庭事情等により家庭学習の取り組みや学習に対する児童生徒の意識も多様化している。
- ・不安や悩みを抱えた子どもや家庭に支援を届けることに重点を置きながら、子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し個性を生かすとともに、家庭が安心して過ごすことができる居心地の良い場所となることや、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう、支援や連携のさらなる推進を図ることが必要である。

②就学前教育・学校教育

- ・自尊感情の指標の一つとしている全国学力・学習状況調査の「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対し、令和4年度の統計結果を見ると、肯定的に回答した滋賀の児童生徒の割合は、小学6年生・中学3年生ともに、全国平均よりもやや低くなっている。また、近年の推移を見ると、中学生は肯定的に回答した割合がゆるやかに増加しているのに対し、小学生はほぼ横ばいとなっており、コロナ禍にあって、児童が主体となって行う活動が制限され、活躍の機会が減少したことが影響していると考えられる。
- ・今後もあらゆる機会を通じて幼児児童生徒の自尊感情を高めるため、一人ひとりを大切に「保育・授業づくり」、「仲間づくり」、「環境づくり」の取組や、自己有用感や自己効力感を感じられる「機会」と「出番」の創造に努める必要がある。あわせて、人権についての正しい理解を深めるための人権学習の充実、教職員自身の人権感覚を高める研修や実践研究等、人権教育を総合的に推進していくために各取組のさらなる充実を図っていくことが必要である。

③社会教育

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした学習機会提供の仕組みづくりに取り組んだ結果、地域における学習環境の充実が一定進展している。
- ・今後も引き続き、人権に関する各種の学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための交流活動の実施の支援を行うとともに、学習教材や啓発資料の作成・配布、また学習情報の提供等を推進していくことが必要である。あわせて、人権問題の解決に向けた人権教育を地域ぐるみで推進していくため、市町や関係機関・団体等とも連携しながら、人権教育に関する調査・研究や情報提供のあり方の検討にも継続して取り組むことが必要である。

○人権啓発

①県民に対する人権啓発

- ・令和3年度（2021年度）に実施した「人権に関する県民意識調査」（以下「令和3年度県民意識調査」という。）では、人権啓発活動への接触状況や講演会・研修会等への参加状況が前回調査（平成28年度人権に関する県民意識調査。以下「平成28年度県民意識調査」という。）よりも全体的に低下しており、これを向上させることが必要である。
- ・令和3年度県民意識調査では、「今の滋賀県が『人権が尊重される社会』になっていると思うか」という質問に対して「そう思う」と回答した人の割合が平成28年度県民意識調査と同様、5割を超えている。また、人権が尊重される社会の実現に向けて「自分も努力したい」と回答した人の割合が4割を占めており、人権に関する社会の現状に満足し、さらに自ら進んで改善していくことに積極的な人が一定数いるものと考えられる。
その一方、「なりゆきにまかせる」や「誰かしかるべき人が実現すればよい」という回答も3割強を占めており、消極的な人もいるものと考えられる。なお、「なりゆきにまかせる」と回答した人の中でも、「人権が尊重される社会に関心がない」という人はごくわずかであり、人権に対する関心はあるものの、「人権が尊重される社会」の実現に積極的に寄与したいと思う人々が少なくなっているとも考えられる。
- ・以上の状況を踏まえ、「人権が尊重される社会」の実現に向けてそもそも消極的な人や、人権に関心があっても積極的に寄与したいと思わない人に対しても、自ら進んで改善しようという意識を持ってもらえるような啓発手法を検討することが必要である。
- ・令和3年度県民意識調査では、複数の質問において特定の年代（30歳代、50歳代等）に消極的な傾向が見られており、こうした傾向の解消に寄与できるよう、対象年代層や年代による意識の違いを踏まえた啓発の実施を検討することが必要である。
- ・令和3年度県民意識調査では、10歳代～20歳代の若年層は全体的に積極的な意識を持っていることが伺えるものの、30歳代以上になると消極的な意識に転じる傾向が複数の質問で見受けられた。そのため、子どもや若者が将来にわたって積極的な意識を維持することができるよう、より有効な啓発のアプローチ手法を検討することが必要である。
- ・令和3年度県民意識調査では、個別の人権課題によっては年代による意識のギャップが見られたことに加え、啓発媒体の接触状況についても、媒体の種類によって違いが見受けられたことから、こうした年代間のギャップを意識した啓発のアプローチ手法を検討することが必要である。
- ・人権啓発の内容全般に関して、「『正しい知識があれば、差別や偏見を防止することができる』という啓発が行動変容に結びついていない」という課題が見受けられることから、啓発により得た知識が実際の行動変容につながっていくような啓発のあり方を模索することが必要である。

②事業者に対する人権啓発

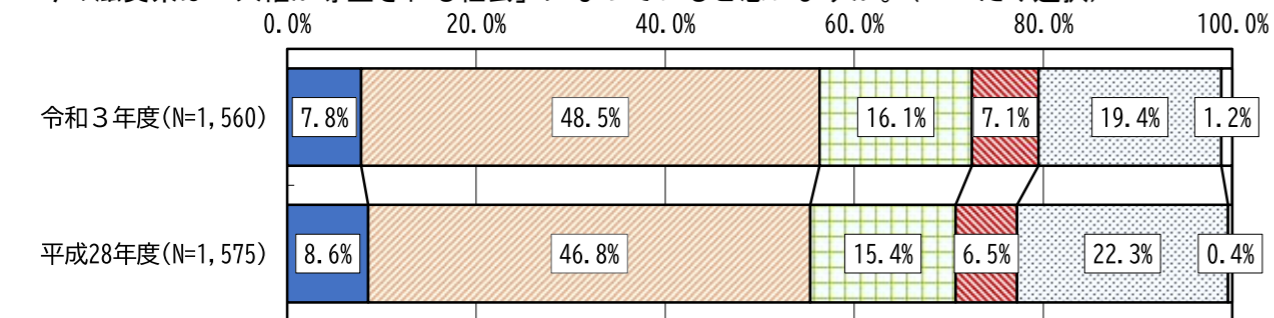
- ・事業者を対象とした継続的な人権啓発の取組の結果、「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」については、設置率が95.3%（令和3年度末時点）となったことなど、県内事業者における社内の推進体制の整備や人権尊重の意識の高い職場づくりに一定の成果を上げることができた。今後もこうした事業者の取組が充実するよう、啓発等の取組を引き続き推進していくことが必要である。

○人権侵害に対する救済・相談・支援体制の充実

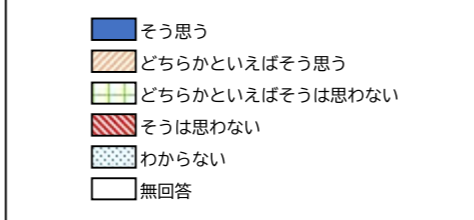
- ・令和3年度県民意識調査では、「人権侵害を受けたことがある」と回答した人にその時の対応を尋ねたところ、「何もしなかった」という回答の割合が平成28年度調査よりも減少した一方、「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」や「滋賀県人権センターやNPO等の民間団体に相談した」という回答の割合が増加した。このことから、人権侵害を受けた際の相談先の情報に関する県民の認識が一定浸透しているものと考えられる。
- ・今後は、より多くの県民が適切な相談窓口により円滑につながるできるよう、相談窓口の周知や相談機関相互の連携強化等の取組をさらに推進するとともに、各相談機関の相談員が増加する相談により適切に対応できるよう、相談員の資質向上の取組を強化していくことが必要である。

○滋賀県における人権尊重の状況

・今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思いますか。（1つだけ選択）

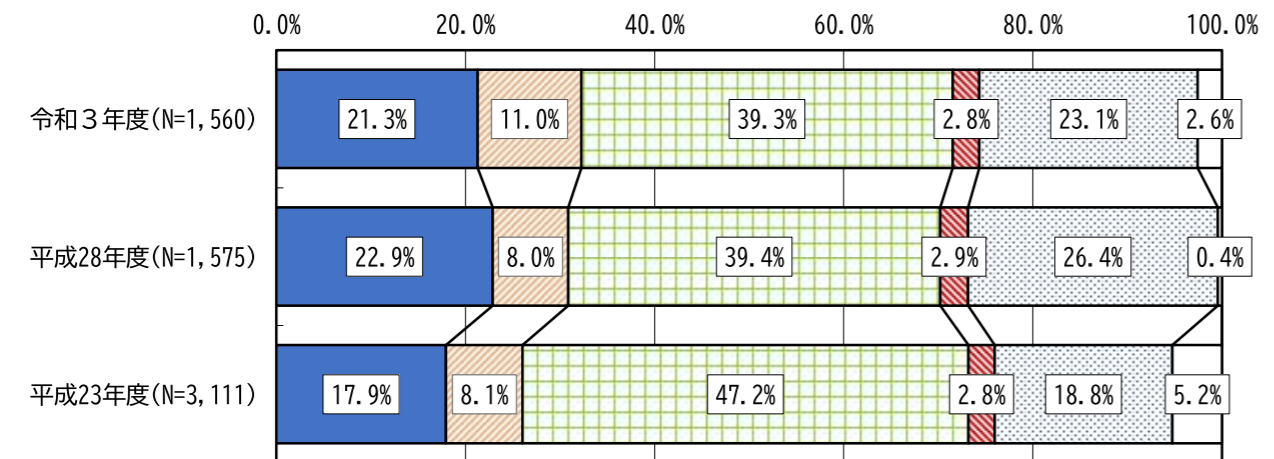


滋賀県における人権尊重の状況についてたずねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」と答えた人の割合は56.3%となっている。逆に「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた「そうは思わない」は23.2%となっている。前回の調査結果と比較すると、大きな変化は見られない。

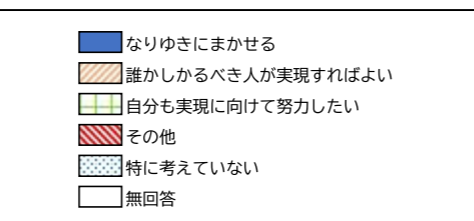


○人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

・「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたの思いに近いものを選んでください。（1つだけ選択）

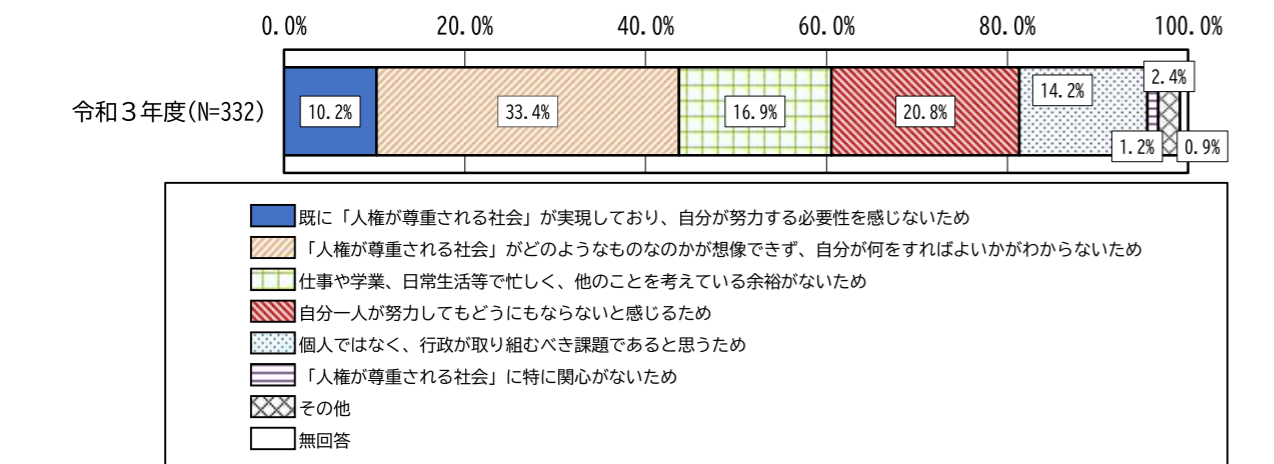


人権が尊重される社会の実現に向けての考え方についてたずねたところ、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合が39.3%で最も高く、次いで「特に考えていない」(23.1%)、「なりゆきにまかせる」(21.3%)の順となっている。前回の調査結果と比較すると、どの項目も大きな変化は見られないが、「自分も実現に向けて努力したい」という積極的な考え方の減少傾向に歯止めがかかった状況である。



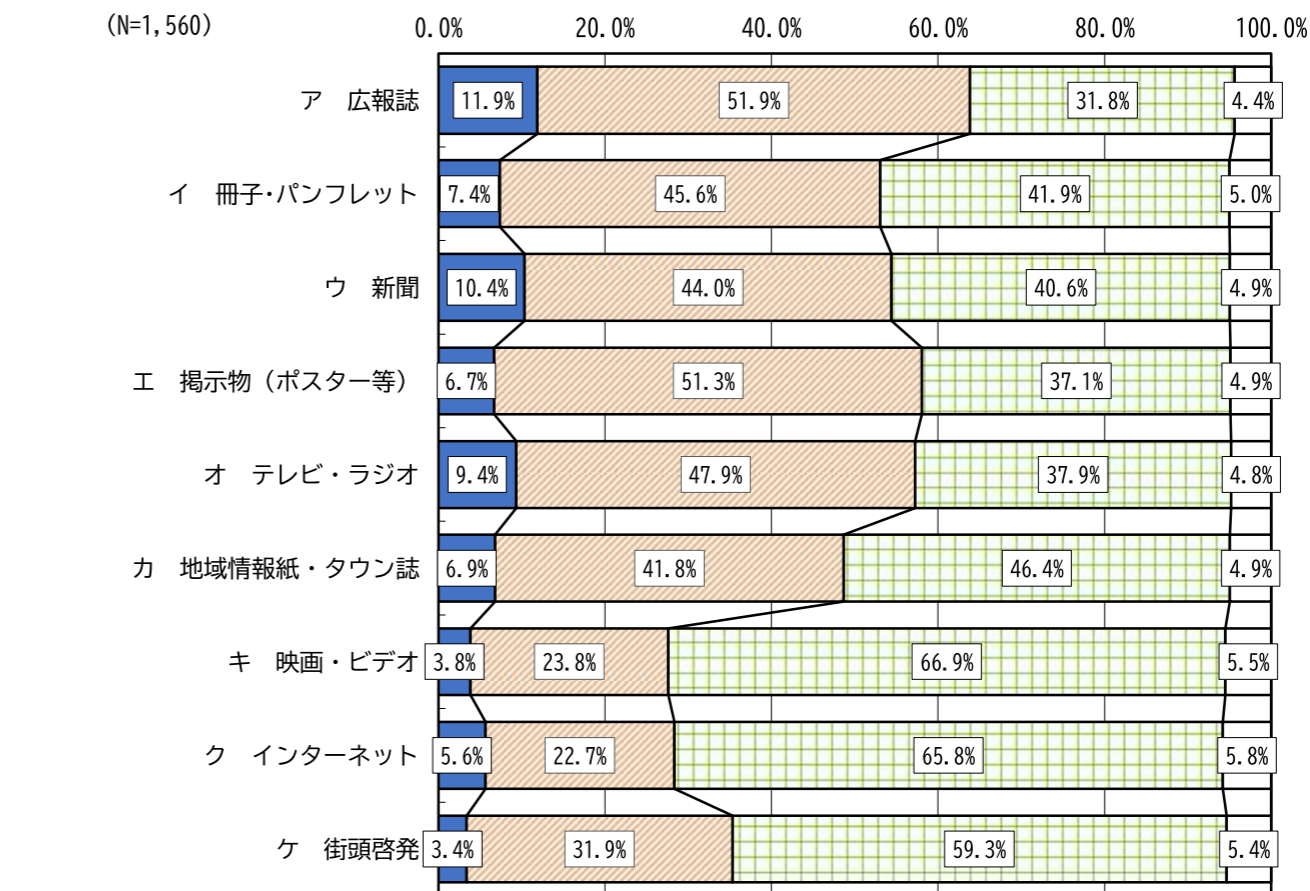
○（「人権が尊重される社会」の実現に向けて「なりゆきにまかせる」と回答した人に）

・なぜそのように思われますか。あなたの思いに最も近いものを選んでください。

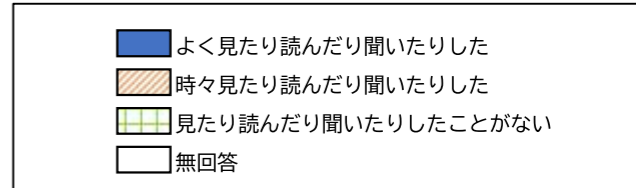


○啓発活動への接触状況

・人権問題の解決のために、県や市町において啓発活動を行っています。あなたは最近1年ぐらいの間に、どの程度これらを見たり読んだり聞いたりしましたか。（それぞれ1つだけ選択）



啓発活動への接触状況についてたずねたところ、「よく見たり読んだり聞いたりした」「時々見たり読んだり聞いたりした」を合わせた「見たり読んだり聞いたりした」と答えた人の割合は、広報誌が63.8%で最も高く、次いで掲示物（ポスター等）(58.0%)、テレビ・ラジオ(57.3%)の順となっている。



<経年比較（抜粋）>

